

豊中市地域密着型サービス等運営検討部会設置要綱

（設置目的）

第1条 介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第5項、第54条の2第5項、第78条の2第7項、第78条の4第6項、第115条の12第5項及び第115条の14第6項等に規定するとおり、地域密着型サービス等の運営等に被保険者及び関係者等の意見を反映させるため、豊中市介護保険事業運営委員会規則(平成12年豊中市規則第62号。以下「規則」という。)第7条に基づき豊中市地域密着型サービス等運営検討部会(以下「部会」という。)を設置する。

（所掌事項）

第2条 部会は次の各号に掲げる事項について検討し、その結果を委員長に報告する。

- (1) 地域密着型サービス事業者の指定又は指定をしないことに関する事。
- (2) 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関する事。
- (3) 地域密着型サービスの質の向上及び確保、運営評価に関する事。
- (4) 介護予防支援事業者の指定又は指定をしないことに関する事。
- (5) その他豊中市介護保険事業運営委員会(以下「委員会」という。)が必要と認める事項

（組織）

第3条 部会は、規則第7条第2項に規定する委員で構成する。

- 2 部会に部会長を置く。
- 3 部会長は、規則第7条第3項の規定に基づき委員長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長は、部会に属する委員(以下、「部会員」という。)のうちから、あらかじめ副部会長を指名するものとする。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 部会は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

- 2 部会は、部会員の過半数の出席がなければ開催することはできない。
- 3 部会の議事は、出席した部会員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは部会長の決するところによる。

（書面開催）

第5条 部会は、次の場合は、会議の招集を行わず書面その他の方法により委員の意見を求めることで前条の会議に代えることができる。

- (1) 災害の発生その他社会情勢により、委員の招集が望ましくない場合
- (2) その他部会長がやむを得ないと認める場合

（関係者の出席等）

第6条 規則第8条の規定に基づき、部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

- 2 前項における関係者とは、地域密着型サービス事業者及び地域医療保健福祉関係者及び部会長が必要があると認める者をいう。

(事務局)

第7条 部会の庶務は、福祉部長寿社会政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年(2005年)12月20日から施行する。
- 2 委員の任期等については、規則第3条の規定に従う。

附 則

この要綱は、平成18年(2006年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年(2007年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年(2009年)5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年(2010年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年(2011年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年(2012年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年(2012年)7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年(2015年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年(2015年)6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年(2016年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年(2016年)10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年(2018年)9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年(2019年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年(2020年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年(2024年)4月1日から施行する。